

○厚生労働省
○経済産業省告示第三号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和四年四月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

経済産業大臣 萩生田光一

環境大臣 山口 壯

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
264	ジアゼンジカルボキシアミド	(2)-1241
		(2)-1747
265	メチル = (1H-1, 3-ベンゾイミダゾール-2-イル) カルバマー ト (別名カルベンダジム)	(5)-465
266	α, α' - [(アルキル (C = 8 ~ 18、直鎖型) アザンジイル) ジ (エ	(7)-60

タン-2, 1-ジイル)] ビス [ω -ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル)] (繰り返し単位の繰り返し数は0以上の整数とする。)(数平均分子量が1,000未満のものに限る。)

267 { 2-ヒドロキシ-N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) -N-メチルエタン-1-アミニウムと [飽和脂肪酸 (C = 10~20、直鎖型) (又は不飽和脂肪酸 (C = 16~18、直鎖型))] のエステル} の塩 (7)-72